

一般社団法人長野県空調衛生設備業協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、一般社団法人長野県空調衛生設備業協会と称する。

(事務所)

第2条 この会は主たる事務所を長野市に置く。

第2章 目的と事業

(目 的)

第3条 この会は、空調衛生設備業に関する調査、研究に関する事業を行い、業界の健全な発展向上を図り、公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 空調衛生設備業に関する調査及び研究
- (2) 空調衛生設備業に関する技術及び経営の進歩改善のための調査研究と指導
- (3) 関係業法、その他関係法規に基づく施策の普及徹底と情報の提供
- (4) 講演会、講習会、研究会、見学会等の開催
- (5) 防災等緊急時における応急活動
- (6) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この会の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正 会 員 建設業法により管工事業の許可を受けた長野県内に本店、支店又は営業所を有する設備工事業者で、この会の目的に賛同して入会したもの。
- (2) 賛助会員 管工事に使用する材料、機器類の製造業者又は販売業者でこの会の目的に賛同して入会したもの。

(入 会)

第6条 この会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入し

なければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) この会の定款その他の規制に違反したとき
- (2) この会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会員を除名しようとするときには、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を、正当の理由なく1年以上履行せず、かつ督促後6ヶ月以内に支払われないとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 会員の経費負担の額（会費）
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎年度の終了後 2 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の日の2週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 正会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、法令又は本会の定款に別段の定めがある場合を除き、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、正会員現在数の半数以上であって、正会員現在数の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第 1 項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決の行使をすることができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 20 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第 18 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した正会員のなかから総会において選出された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 22 条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、4 名以内を副会長、1 名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の議決によって正会員の中から選任する。ただし、常務理事及び監事のうち 1 名に限り会員以外から選任することができる。

- 2 会長、副会長、常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 24 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この会の業務を分担執行する。

(監事の職務)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足らなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対して、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁済することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事の選任及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があったときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の

要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第36条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2ヶ月以内に事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会において出席者の3分の2以上の決議を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。
2 前項の規定により、暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この会は、総会の議決によって定款を変更することができる。

(解 散)

第40条 この会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第41条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第 42 条 解散後の残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国、又は地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この会の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 44 条 この会に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 社団法人長野県管工事設備工業協会の諸規程等は、一般社団法人長野県空調衛生工事業協会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の標記は読み替えるものとする。
- 4 この会の最初の代表理事は、森 正一とする。